

浜松市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 浜松市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	都田地区 : 平成13年度(19年) 両島地区 : 平成9年度(23年) 落合石神地区 : 平成15年度(17年) 上市場地区 : 平成7年度(25年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	令和6年度より全部適用
処理区域内人口密度	14.3人/ha ※令和元年決算統計より (人口1,923人、面積134ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	4(都田処理区、両島処理区、落合石神処理区、上市場処理区) ※令和元年度に緑恵台処理区を公共下水道事業に統合		
処理場数	4(都田処理場、両島処理場、落合石神処理場、上市場処理場) ※令和元年度に緑恵台処理場を廃止し、公共下水道事業に統合		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>現在の使用料体系は合併前の2市1町で異なっていた体系を平成19年7月に統一したもので、本市の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業と同一のものです。 体系は基本使用料+従量使用料とし、基本使用料は定額制、従量使用料は通増制を採用しています。従量使用料は水量ランクを11ランク設け、節水意識を働かせることでの省資源化を図るとともに、施設拡張等に伴う費用を主として大口需要者に負担を求める体系としています。</p> <p>料金単価表(1ヵ月につき)(税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従量使用料(1㎡につき)</td> <td>1,221円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">排出量(㎡)</th> </tr> <tr> <td>10まで</td> <td>44.0円</td> </tr> <tr> <td>10超~20まで</td> <td>128.7円</td> </tr> <tr> <td>20超~30まで</td> <td>151.8円</td> </tr> <tr> <td>30超~50まで</td> <td>167.2円</td> </tr> <tr> <td>50超~100まで</td> <td>180.4円</td> </tr> <tr> <td>100超~200まで</td> <td>193.6円</td> </tr> <tr> <td>200超~500まで</td> <td>206.8円</td> </tr> <tr> <td>500超~1,000まで</td> <td>214.5円</td> </tr> <tr> <td>1,000超~2,000まで</td> <td>223.3円</td> </tr> <tr> <td>2,000超~5,000まで</td> <td>228.8円</td> </tr> <tr> <td>5,000超~</td> <td>233.2円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※メーターのない一般家庭で井戸のみを使用する場合は、世帯員1人につき6㎡を排出量に換算 ※メーターのない一般家庭の井戸と水道と併用する場合は、世帯員1人につき3㎡を水道水量による排出量に換算</p>			基本使用料		従量使用料(1㎡につき)	1,221円	排出量(㎡)		10まで	44.0円	10超~20まで	128.7円	20超~30まで	151.8円	30超~50まで	167.2円	50超~100まで	180.4円	100超~200まで	193.6円	200超~500まで	206.8円	500超~1,000まで	214.5円	1,000超~2,000まで	223.3円	2,000超~5,000まで	228.8円	5,000超~	233.2円
基本使用料																															
従量使用料(1㎡につき)	1,221円																														
排出量(㎡)																															
10まで	44.0円																														
10超~20まで	128.7円																														
20超~30まで	151.8円																														
30超~50まで	167.2円																														
50超~100まで	180.4円																														
100超~200まで	193.6円																														
200超~500まで	206.8円																														
500超~1,000まで	214.5円																														
1,000超~2,000まで	223.3円																														
2,000超~5,000まで	228.8円																														
5,000超~	233.2円																														
業務用使用料体系の 概要・考え方	該当なし																														
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当なし																														
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度 2,948円 平成30年度 2,948円 平成29年度 2,948円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度 3,273円 平成30年度 3,252円 平成29年度 3,031円																												

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3名 ※下水道事業会計職員が業務従事
事業運営組織	水道事業及び下水道事業管理者—上下水道部—上下水道総務課 └─天竜上下水道課

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	供用開始当初より、維持管理について委託を進め、経費削減を図るため、平成23年度から薬品費や動力費等ユーティリティ管理を含めた包括的民間委託を実施する等、経費削減に努めています。 今後、さらなる経費削減を図るため、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業と一体となって、更なる民間活力の活用や施設の統廃合に取り組む等、効率的な業務委託を検討します。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添「経営比較分析表」のとおり。

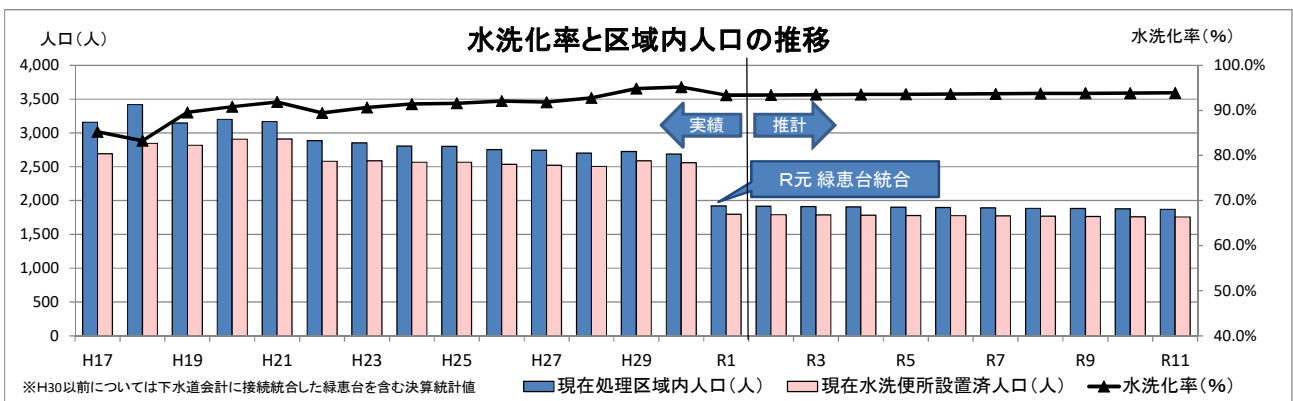
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口については、「浜松市“やらまいか”人口ビジョン(令和2年改訂版)」を参考に令和元年度決算から令和11年度末までにおける「将来展望人口」の減少率を用いて、処理区域内人口の予測を実施しました。

その結果、都田地区 令和元年度決算 822人 → 令和11年度末 802人
 両島地区 令和元年度決算 440人 → 令和11年度末 430人
 落合石神地区 令和元年度決算 516人 → 令和11年度末 505人
 上市場地区 令和元年度決算 145人 → 令和11年度末 135人
 合計 令和元年度決算1,923人 → 令和11年度末1,872人 (平均減少率約0.3%/年)

なお、水洗化率については、人口減少と接続勧奨を考慮し、ほぼ現状維持と推計しています。



※H30以前については下水道会計に接続統合した緑恵台を含む決算統計値

(2) 有収水量の予測

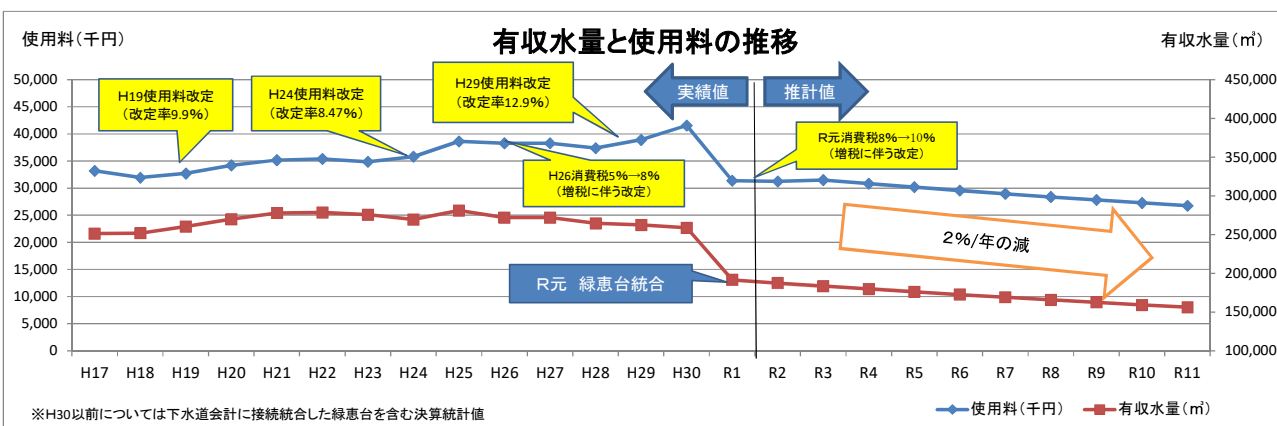
平成17年度の合併以降、水洗化率の向上に伴い、有収水量は平成22年度までは増加傾向でありましたが、平成23年度以降には人口減少等に伴い減少傾向となっており、今後も減少傾向にあると想定しています。なお有収水量の予測は、直近5カ年の平均減少率を基に、約2%/年の減少を見込んでいます。
 ※平成27年度 209,363^m、平成28年度 201,453^m、平成29年度 199,419^m、平成30年度 195,751^m、令和元年度 191,666^m（平均減少率約2%）

※H27～R元の水量においては、緑恵台を除く水量で算定

(3) 使用料収入の見通し

合併以降の農業集落排水使用料については、水洗化率の向上や使用料改定及び消費税率の引き上げ等により増加傾向でしたが、今後は、人口減少や節水意識の向上により、有収水量の減少と同様に約2%の減少を見込んでいます。

なお、使用料収入の増加に向け、水洗化率の向上を図るため、未接続世帯に対して接続勧奨を継続します。



(4) 施設の見通し

最も早く供用開始した上市場処理区の経過年数は25年のため、管きょは本経営戦略対象期間内に法定耐用年数（50年）に達するものではなく、基本的に更新は計画していません。

ただし、硫化水素の影響に伴う腐食の激しい管きょ等、危険性が高い施設については、更新事業費を計上しています。

機械設備や電気設備については、対象期間内に法定耐用年数（15年等）を超過するものがあるため、予防保全型の維持管理により長寿命化を図り、長期的な投資費用の縮減や平準化に努めます。

また、公共下水道に隣接する処理場は、最適整備構想に基づき、公共下水道への接続統合の可能性も含む今後の在り方を検討していきます。

(5) 組織の見通し

施設の維持管理は包括的民間委託（レベル2.5）を導入しており、現在は総括的な事務処理と窓口業務を主な業務としています。今後は、包括的民間委託を継続しつつ、経営方針に掲げる「持続可能な農業集落排水事業」の実現に向けて、効率的な組織形態を検討します。

3. 経営の基本方針

本事業を適切に実施するため、本市下水道ビジョンの「未来へつなげる水のみち」を基本理念に、人口減少等による水需要の減少に伴う使用料収入の減少等、様々な課題に対応するため、効率的な維持管理を実施するために包括的民間委託を導入する等、効率的な事業運営に努めています。

今後も、民間活力の活用、長期的な投資費用の縮減や平準化、近隣公共下水道への接続統合等を検討し、「持続可能な農業集落排水事業」を目指します。

<最適整備構想の定期的な見直しと確実な実行>

本市は、平成28年度に最適整備構想を策定し、最適な整備及び効率的な事業運営に努めており、社会情勢の変化等に対応するため、定期的な見直しを実施することによって、より一層の効率化に努めます。

最適整備構想とは「生活環境に関わる水質の保全を最優先に考えるとともに、処理場を最適な経費で運営するための方策」であり、機能診断調査に基づく予防保全的な修繕や改築更新等を行うことにより、施設の長寿命化や維持管理経費の低減を図るものとなります。

<経営基盤の強化>

令和6年度より地方公営企業法を適用します。これに伴い、現在の現金主義・単式簿記会計から発生主義・複式簿記会計へ会計方式を切替え、よりきめ細かな経営分析を基に農業集落排水事業を進めていくため、経営基盤の強化を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	最適整備構想に基づく長期的な投資費用の縮減・平準化及び予防保全型維持管理の実現
-----	---

処理区ごとの施設整備については落合石神地区の供用開始年度である平成15年度で完了しており、現在は全ての処理区で維持管理が中心となっています。

収益的収支では、予防保全を踏まえた費用を計上しています。また、資本的収支では、耐用年数を超過する機械電気設備等の投資費用を計上し、最適整備構想における費用を施設ごとに平準化しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	投資に対する補助金及び市債の有効活用
-----	--------------------

1) 補助金

最適整備構想における補助金(補助率50%)を計上しています。

2) 市債

最適整備構想における市債(据置無10年償還)を計上しています。

公営企業会計適用後は、資本費平準化債の活用を検討します。

3) 使用料収入

使用料収入は、水需要の減少傾向等に伴い、年2%の減少を見込んでいます。

(平成27年から令和元年有収水量の平均減少率)

4) 一般会計繰入金

収支ギャップを解消するため、繰出基準外の繰入金を計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理費

過年度の実績をベースに、最適整備構想における修繕費用を平準化した額を計上しています。

職員給与費

下水道事業会計において支出されています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	最適整備構想に基づいた各処理場の改築更新を実施しつつ、近隣公共下水道への接続統合を検討し、経費削減に努めます。
投資の平準化に関する事項	最適整備構想の事業費を平準化し計上しています。最適整備構想は適宜見直しを行います。点検・調査を行い、法定耐用年数を超過し改築・更新の必要性の高い施設から優先的に投資し、必要性の低い施設は投資を先送りする等により、平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間資金、ノウハウの活用が効率的、効果的であれば、包括的民間委託のレベルの引き上げ等、更なる民間活力の活用を検討します。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	各年度の決算状況等を注視しつつ、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の使用料見直し状況を踏まえて検討を行い、使用料の適正化を図ります。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	過度に他会計からの繰入金に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があることから、一般会計繰入金の在り方について検討を進めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託を継続するとともに、更なる民間活力の活用を検討します。
職員給与費に関する事項	下水道事業会計において支出されています。
動力費に関する事項	包括的民間委託に含まれています。
薬品費に関する事項	包括的民間委託に含まれています。
修繕費に関する事項	予防保全を目的とした日常及び定期点検結果に基づき、適正な修繕に努めます。
委託費に関する事項	包括的民間委託を継続するとともに、更なる民間活力の活用を検討します。点検頻度、方法等を検討し、より効率的な運営に努めます。
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度の決算状況等との検証を行い、適宜見直しを行うことにより、事業運営の効率化に努めます。 令和7年度に下水道事業とともに改定を予定しています。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 益 的 収 入	収益的 収入	1 総 収 益 (A)		89,104	87,211	105,137	103,014	100,340	98,812
		(1) 営 業 収 益 (B)		31,798	31,382	31,248	31,494	30,838	30,202
		ア 料 金 収 入		31,798	31,382	31,248	31,494	30,838	30,202
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他		0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益		57,306	55,829	73,889	71,520	69,502	68,610
		ア 他 会 計 繰 入 金		56,091	50,724	73,784	71,415	66,812	65,835
	イ そ の 他		1,215	5,105	105	105	2,690	2,775	
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)		89,104	87,211	105,137	103,014	100,340	98,812
		(1) 営 業 費 用		73,856	73,458	92,419	90,869	91,279	91,279
		ア 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0
		ウ ち 退 職 手 当		0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他		73,856	73,458	92,419	90,869	91,279	91,279
		(2) 営 業 外 費 用		15,248	13,753	12,718	12,145	9,061	7,533
ア 支 払 利 息			15,248	13,753	12,218	10,645	9,061	7,533	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他		0	0	500	1,500	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0		
資 本 的 収 入	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)		59,965	61,395	62,863	63,986	62,673	61,856
		(1) 地 方 債		0	0	0	0	0	0
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債		0	0	0	0	0	0
		(2) 他 会 計 補 助 金		59,965	61,395	62,863	63,986	62,673	61,856
		(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		0	0	0	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金		0	0	0	0	0	0	
	(7) そ の 他		0	0	0	0	0	0	
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)		59,965	61,395	62,863	63,986	62,673	61,856
		(1) 建 設 改 良 費		0	0	0	0	0	0
		ウ ち 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		59,965	61,395	62,863	63,986	62,673	61,856
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金			0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他			0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		0	0	0	0	0	0		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収支再差引	(E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	0	0	0	0	0	0
実質収支	黒字 (P)	0	0	0	0	0	0
	赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	60	59	63	62	62	62
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	31,798	31,382	31,248	31,494	30,838	30,202
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	31,798	31,382	31,248	31,494	30,838	30,202
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)						
地方債残高	(X)	632,991	571,596	508,732	444,747	382,074	320,218

○他会計繰入金

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収益的収支分		56,091	50,724	73,784	71,415	66,812	65,835
	うち基準内繰入金	15,248	13,753	12,218	10,645	9,061	7,533
	うち基準外繰入金	40,843	36,971	61,566	60,770	57,751	58,302
資本的収支分		59,965	61,395	62,863	63,986	62,673	61,856
	うち基準内繰入金	59,965	61,395	62,863	63,986	62,673	61,856
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
合 計		116,056	112,119	136,647	135,401	129,485	127,691

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	29,583	28,984	28,403	27,837	27,288	26,754
	(1) 料金収入	29,583	28,984	28,403	27,837	27,288	26,754
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他の						
	2. 営業外収益	55,485	54,883	70,090	72,527	76,011	79,161
	(1) 補助金	11,560	10,605	19,819	20,519	22,251	23,520
	他会計補助金	11,560	10,605	19,819	20,519	22,251	23,520
	その他補助金						
	(2) 長期前受金戻入	42,760	43,074	43,413	45,146	46,879	48,612
	(3) その他の	1,165	1,204	6,858	6,862	6,881	7,029
収入計 (C)	85,068	83,867	98,493	100,364	103,299	105,915	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	133,931	134,573	156,173	159,387	162,601	166,095
	(1) 職員給与	21,582	21,582	21,582	21,582	21,582	21,582
	基本給						
	退職給付						
	その他の	21,582	21,582	21,582	21,582	21,582	21,582
	(2) 経費	39,591	39,591	46,819	46,819	46,819	46,819
	動力費						
	修繕費	3,792	3,792	11,020	11,020	11,020	11,020
	材料費						
	その他の	35,799	35,799	35,799	35,799	35,799	35,799
(3) 減価償却費	72,758	73,400	87,772	90,986	94,200	97,694	
2. 営業外費用	6,085	5,078	4,237	4,260	4,356	4,439	
(1) 支払利息	6,085	5,078	4,237	4,260	4,356	4,439	
(2) その他の							
支出計 (D)	140,016	139,651	160,410	163,647	166,957	170,534	
経常損益 (C)-(D) (E)	△ 54,948	△ 55,784	△ 61,917	△ 63,283	△ 63,658	△ 64,619	
特別利益 (F)							
特別損 (G)							
特別損益 (F)-(G) (H)							
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	△ 54,948	△ 55,784	△ 61,917	△ 63,283	△ 63,658	△ 64,619	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)							
流動資産 (J)							
うち未収金							
流動負債 (K)							
うち建設改良費分							
うち一時借入金							
うち未払金							
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)							
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	29,583	28,984	28,403	27,837	27,288	26,754	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)							
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)							

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的収入	1. 企業債	16,200	16,200	71,800	71,800	71,800	73,300
	うち資本費平準化債						
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計補助金	57,302	51,884	47,613	39,553	34,042	27,268
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金	15,000	15,000	84,000	84,000	84,000	85,000
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金						
	9. その他						
	計 (A)	88,502	83,084	203,413	195,353	189,842	185,568
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	88,502	83,084	203,413	195,353	189,842	185,568
	資本的支出	1. 建設改良費	34,627	34,627	171,564	171,564	171,564
うち職員給与費							
2. 企業債償還金		57,302	53,504	50,853	49,973	51,642	52,048
3. 他会計長期借入返還金							
4. 他会計への支出金							
5. その他							
計 (D)	91,929	88,131	222,417	221,537	223,206	226,413	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	3,427	5,047	19,004	26,184	33,364	40,845	
補填財源	1. 損益勘定留保資金						
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (F)							
補填財源不足額 (E)-(F)	3,427	5,047	19,004	26,184	33,364	40,845	
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)	279,116	243,432	267,619	299,866	337,624	383,656	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		11,560	10,605	19,819	20,519	22,251	23,520
	うち基準内繰入金	5,717	5,968	16,196	17,773	20,201	22,071
	うち基準外繰入金	5,843	4,637	3,623	2,746	2,050	1,449
資本的収支分		57,302	51,884	47,613	39,553	34,042	27,268
	うち基準内繰入金	963	983	1,004	1,025	1,047	1,069
	うち基準外繰入金	56,339	50,901	46,609	38,528	32,995	26,199
合 計		68,862	62,489	67,432	60,072	56,293	50,788

経営比較分析表（令和元年度決算）

静岡県 浜松市

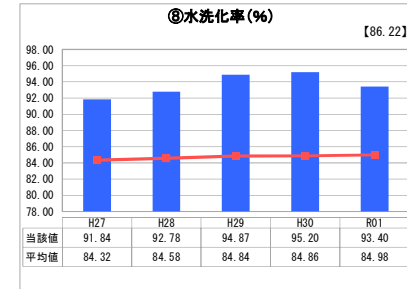
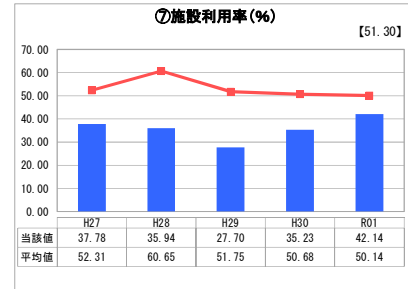
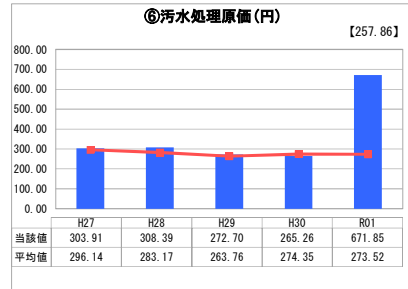
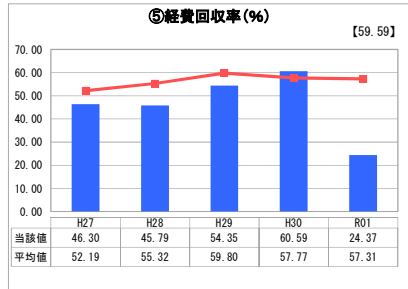
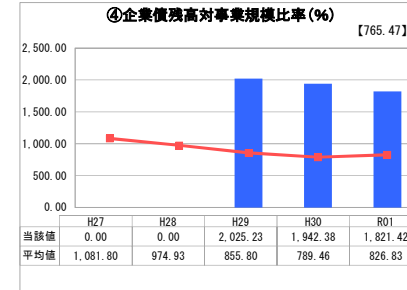
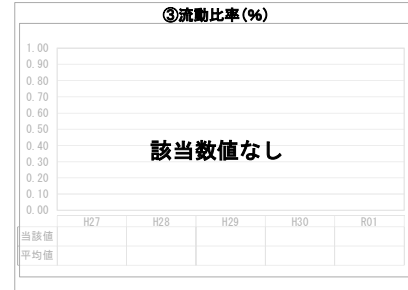
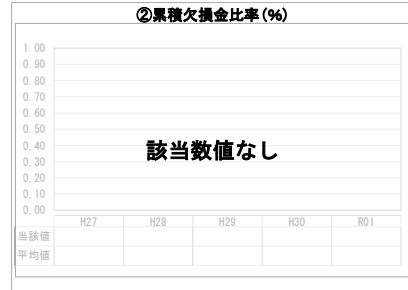
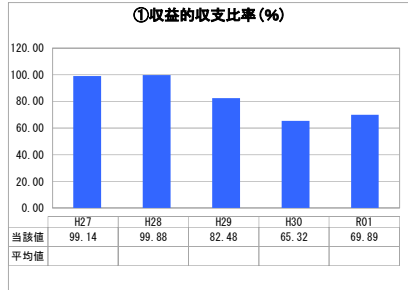
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	0.24	91.43	2,948

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
802,527	1,558.06	515.08
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,923	1.34	1,435.07

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
公共下水道への接続統合に関する経費により一時的な比率の変動があったが、経年劣化等による機器修繕に伴い、費用が増となっていく見込みである。

④企業債残高対事業規模比率
事業開始による償還が進み、比率は減少傾向になる見込みである。

⑤経費回収率 ⑥汚水処理原価
公共下水道への接続統合に伴う処理施設の解体費用により、大きな比率の変動があったが、一時的な見込みである。

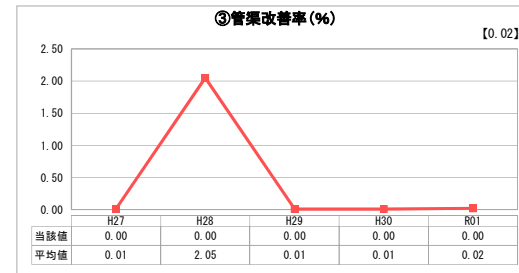
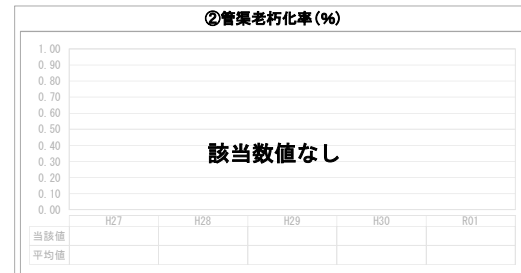
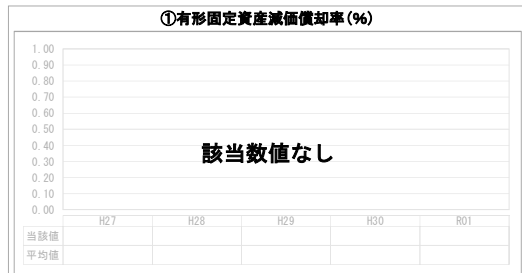
⑦施設利用率
施設利用者の高齢化による人口減少傾向や節水に伴う使用量の減少により、使用料の増収は見込めないため、継続して収益バランスの検討及びより一層の経費削減に取り組んでいく必要がある。

⑧水洗化率
未接続世帯に対し、継続して接続依頼を行っていく。

2. 老朽化の状況について

管種のほとんどはV管であり、管きよの老朽化が深刻化するまでに至っていない。

2. 老朽化の状況



全体総括

供用開始から15～25年程度が経過しており、今後施設の老朽化と共に故障・修繕が多くなることが予想される。計画的な施設更新を実施し、維持管理費用の平準化を図っていく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。